

第176回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) スポーツを通じたデータ活用推進事業について</p> <p>(2) 本市パスポートセンターの窓口業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける横浜市・都市ボランティア事務局の運営委託等について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳の郵送申請受付等業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(5) 市立学校における授業支援システムの利用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(6) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【児童手当の支給に関する事務 全項目評価書(再評価)】</p> <p>(7) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜駅東口エスカレーターにおける監視カメラ設置及び運用業務</p> <p>イ 横浜駅西口駅前広場第一バスターミナル昇降機における監視カメラ設置及び運営業務</p> <p>ウ 横浜市消防団ドライブレコーダーの設置・運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>がんゲノム医療事務における遺伝学的検査実施者の名簿管理</p> <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>第 4 期鶴見区地域福祉保健計画区民アンケート調査</p> <p>(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告</p> <p>ア I・TOP横浜セミナー「まちの回遊性向上プロジェクト勉強会」における参加者受付業務委託</p> <p>イ みなとみらい21地区歩行者デッキ名称募集業務委託</p> <p>(5) 委託先個人情報保護管理体制(1件)</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(11件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(17件)</p>
-----	---

	<p>(8) 個人情報を取り扱う事務廃止届出書（4件）</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿変更届出書（5件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年7月27日～令和元年9月20日）</p> <p>(2) その他</p>
日 時	令和元年9月25日（水）午後2時00分～午後5時40分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	花村会長
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(7)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第176回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、花村会長から御欠席の御連絡を、大谷委員から少し遅れるとの御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長職務代理者の小嶋委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（小嶋会長職務代理者） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第175回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（小嶋会長職務代理者） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】 スポーツを通じたデータ活用推進事業について</p> <p>（小嶋会長職務代理者） それでは審議事項の審議に入ります。</p> <p>最初に、案件1「スポーツを通じたデータ活用推進事業について」の</p>

御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(加島委員) 保護者の同意はどのように得ますか。

(所管課) この「スポーツデータサイエンス教室」は学校の体育の授業中に行いますので、学校から保護者に渡す手紙等で確認します。

(加島委員) 文書ですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 受託者は、個人情報と出席番号の紐付けはしないのですか。

(所管課) あくまで児童の出席番号とドローンの映像データ、GNSS受信機の番号との突合です。受託者では児童の氏名そのものを管理することはしません。

(加島委員) そのことを、同意いただくときにきちんと説明しないとイケません。同意書はどういう形になりますか。

(所管課) どのような授業でどの情報を取得するかは、担任の先生から保護者に渡す手紙にきちんと記載した上で同意を得るようにします。

(加島委員) きちんと統一した様式で説明し同意を得るようにしてください。

(小嶋会長職務代理者) 担任の先生が個人情報の観点から保護者に説明して同意を得ることが必要です。

受託者は氏名については個人情報として取得しないという説明でしたが、13ページの別紙2の、児童が目標点を記入する用紙の一番上の行に、「〇〇さん」という氏名が入っています。ということは、出席番号と紐付けして氏名を取得することになるのではありませんか。

(所管課) この用紙を授業の中で児童に返すのは担任の先生になります。受託者も授業の間、児童の氏名を耳にすることはあると思ひますが、データと氏名を紐付けするのはあくまで担任の先生です。この用紙は授業中に、担任の先生から児童に渡します。

(小嶋会長職務代理者) この用紙は担任の先生しか扱わないのですか。

(所管課) そうです。担任の先生から返します。

(小嶋会長職務代理者) データを点数にするのは受託者の研究室で行うと思ひます。そのときには当然、氏名などは分かってしまうのではないのでしょうか。

(所管課) あくまで受託者側では出席番号と数字だけを照らし合わせて、出席番号を基にこの用紙を作成します。それを受け取った担任の先生が、出席番号を見ながら用紙に氏名を書き加えて児童に渡します。

(鈴木委員) 受託者が映像データや、位置情報を取得するならば、その児童の映像には服に氏名が映っているのではありませんか。そうであれば氏名を取得することになりませんか。

(小嶋会長職務代理者) ビブスには氏名は載っているのですか。

(所管課) ビブスには氏名は書かれていません。おっしゃる通り、体操着

には名字が書かれています。その上からビブスを着てしまうので、映像には氏名は映りません。

(小嶋会長職務代理者) G N S S 受信機の番号がビブスという装置の中に入っているのですか。

(所管課) そうです。ベストのような形の黄色やオレンジのビブスの背中のところにG N S S 受信機の装置を縫い付けます。それを着て授業するので、体操着の氏名はビブスで隠れてしまうので、映像には映りません。

(鈴木委員) 着用するまでの時間や、途中で脱ぎ着したときの映像が残ることはないのですか。

(所管課) フィールドに出てプレイしている間を撮ります。休憩してお茶を飲んで、ビブスを脱いでいるところを撮ることは考えていません。

(鈴木委員) 「しない予定」と、実際に受託者がカメラを構えたときにきちんと対応できるかは違います。児童がふざけて「撮って」と言ってきたら撮ってあげてしまうことが起こり得ます。その辺りはきちんと留意してください。

(所管課) 受託者に徹底するようにします。

(中村委員) 今回、保護者が同意しなかった児童がいた場合、その児童も授業のときにはビブスを着るのですか。

(所管課) 授業自体に参加はできます。データの取得に同意をしなければ、チーム分けのために色が付いたビブスは着るでしょうが、G N S S 受信機の装置は付けられません。

(中村委員) ビブスを着れば体操着の氏名は見えなくなるでしょうが、同意を得ていない児童が映像に映ることは、プライバシー権で問題になりませんか。

(所管課) この小学校に限らず、多くの小学校でそうだと思いますが、当日は、依頼があればカメラの取材も入ります。また、PTAの会報などで写真や画像が出る場合があります。ですので、学校で、あらかじめ児童の写真や画像が公開されても良いかどうかの確認をとっています。今回に関しては公開しないでほしいと申し出ている児童はいません。

(中村委員) こういうスポーツですから、仮に公開しないでほしいという児童がいたら、その児童だけ参加できないといった問題が出てくるのではありませんか。

(小嶋会長職務代理者) 体が不自由だったり、けがをしている児童がたまたまいると、教育活動に参加できなくなります。教育活動に関わることで、教育委員会の意見や承諾を取る必要はないでしょうか。

(所管課) この事業は学校長や学校の同意の下に行っています。それとは別に、教育委員会の承諾が必要でしょうか。

(小嶋会長職務代理者) 授業の中で行うものなので、教育委員会の意見や承諾を得る必要があるのではないかと思います。独自でやってもいいものなのででしょうか。

(所管課) この小学校でどのような授業をするかは、この小学校の授業のカリキュラムの中で考えられています。そういう意味では、学校の参画

の下に行われていると理解しています。

(小嶋会長職務代理者) 学校と教育委員会との関係できちんと承諾されていて
いけばいいという考えですか。

(所管課) その通りです。

(加島委員) 「2 事務全体の概要」の5ページに書かれている関係図で、
港北区役所とこの小学校の関係が「事業協力」となっています。この事
業協力が文書で交わされるのかどうか分かりませんが、その中で個人
情報の取扱いについてもきちんと文書を交わしたほうが良いと思いま
す。「問題なく個人情報を取り扱います」と、事前に必ず同意を得ても
らうようにしてもらいたいです。

(事務局) 氏名は受託者は取得しませんが、当然、映像があるので、顔が
映っていれば本人の情報になります。個人情報を取り扱う事務の委託
に準ずるものとして、今回審議会に諮っています。個人情報を授業で取
り扱ったという認識は持った上でやってもらえればと思います。

(所管課) 受託者と区との覚書だけでなく、小学校ともきちんと文書を交
わしていきたいと思います。

この事業を組み立てるに当たり、区役所と受託者と小学校の先生と
一緒に授業の中身をつくり上げています。その中で、特に映像の取扱い
についてはお互いの認識が異ならないようにしたいと思います。

(小嶋会長職務代理者) 9ページの「5 取り扱う個人情報」にあります
が、受託者は映像は保存はしないということですか。分析が終わった後も、
研究のためにずっと持っていることは考えられますが、いかがですか。

(所管課) 個人の個別の動きに関するデータは必要ないため、保存はしな
いということです。授業が終わるまでの間は児童に見せたりする必要
があるので保存していますが、授業が終わったら消去します。

(土井委員) 6ページの「3 審議に係る事務」に、アンケート項目の抜粋
があります。「子ども、保護者」と書いてあるのは、児童や保護者が書
く欄になるのですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 無断で他人の個人名を書くなど、想定外なことがあり得ると思
います。アンケート項目はそのようなことがないように思慮されてい
ますか。

(所管課) アンケートは、「はい」か「いいえ」で答える選択形式なので、
自由記述ではありません。ですが、回答に個人情報などを書かないよ
う、用紙を配布するときに注意するようにします。確かにその可能性が
全くゼロではありません。

(鈴木委員) アンケートは紙で配布しますか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) アンケートには個人情報は含まれないのですね。

(所管課) はい。

(鈴木委員) 8ページの「3 審議に係る事務」で、「受託者における保管」
の欄が「有」になっています。ですが、保存期間は契約終了までとはなっ
ていません。これはどういう意味ですか。

(所管課) 最終的に、測定したデータ自体は出席番号と紐付けます。GNSSの動き自体は残すのですが、個人としては特定されない状態です。
(鈴木委員) 11 ページの別紙1にある「GNSSデバイスによる走行データ(例)」のような情報が受託者の側に残るといえることですか。

(所管課) そうです。

(鈴木委員) そうすると、8ページの「4 個人情報の管理体制」の「廃棄方法」の「電子データ」欄で「受託者が廃棄」と書かれていますが、あくまでも映像や個人情報に該当するものを廃棄するのであって、そうではないものは保管するということですか。

(所管課) はい。

(加島委員) そうすると、ドローンの情報だけは、いつまでに廃棄するか、期間を決めておかないと良くないのではないですか。

(所管課) 映像のことですね。

(加島委員) 映像です。映像はドローンで撮影するものだけですか。

(所管課) ドローンと地上のスマートフォンで撮影します。

(加島委員) 地上でも撮影するのですか。今の画像処理はとても精巧なので、保護者の中には、ずっと残ることに関して心配する方もいらっしゃると思います。きちんとしておいたほうがいいです。

(所管課) 顔の映像がどのように撮られるのか、ドローンやスマートフォンの記録の扱いなど、御指摘のとおりだと思いますので、受託者側と明確にしていきたいと思います。

(小嶋会長職務代理者) いつまでという保存期間を明確にして、受託者や小学校側と協議してください。

(事務局) 審議資料は、個人情報のことを記載するものですので、保存期間は契約終了までとしておいたほうがいいのかと思います。個人情報では、それ以上保管されるものはありません。

(所管課) 資料の受託者における保存期間は、契約終了までとします。

(小嶋会長職務代理者) では、そのようにして、保存期間を明確にしてください。

なぜ3年生を選んだのですか。データ分析の面白さを体験してもらうのであれば、もう少し認知的な発達が進んだ5年生や6年生のほうが適切ではないですか。

(所管課) 受託者側ともその議論がありました。過去に試行した時には5年生を対象にしました。5年生だとお互いにデータの活用などできますが、3年生だと確かに難しいところがあります。

ただ、データを使って楽しんだということは理解できます。

あと、タグラグビーの授業は、今年度は3年生のカリキュラムに組まれています。3年生を選んだというよりは、タグラグビーの授業が3年生だったという事情があります。ラグビーワールドカップの試合が港北区で行われることも含めて事業を考えています。

(小嶋会長職務代理者) わかりました。

(中村委員) アンケート用紙自体は受託者には渡されないのですか。

(所管課) 回収したものは氏名が書かれているので受託者には渡しませ

ん。

(中村委員) すると、受託者に渡される情報はデータに打ち込むのですか。

(所管課) アンケートそのものには氏名が入ってしまうので、担任の先生が集めます。受託者に渡すときには出席番号にしたものです。

(中村委員) 出席番号にしたものというのは、氏名を消した紙ですか。

(所管課) はい。

(中村委員) すると、その紙の廃棄方法も、8ページの「4 個人情報の管理体制」の「廃棄方法」の欄に記載しなければならないのではありませんか。

(小嶋会長職務代理者) 一番下の「紙データ」のところですね。

(所管課) 紙データについても記載します。「受託者から回収し、所管課で廃棄」とします。

(小嶋会長職務代理者) 氏名はマジックか何かで消すのですか。

(所管課) 我々がよく行う方法は、マジックで氏名を黒塗りしたものをコピーする方法です。黒塗りしただけでは削ったら見えてしまいます。

(小嶋会長職務代理者) 氏名の削除方法は、まだ決まってないですか。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) 受託者に氏名が渡らないようにきちんとしてもらいたいと思います。それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】本市パスポートセンターの窓口業務委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件2「本市パスポートセンターの窓口業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 24ページの「別紙1」で、整理券発行のところなどに、括弧書きで「職員による確認」とあります。受託者の事務の中で、横浜市の職員が確認するプロセスを踏むということですか。

(所管課) 整理券を発行して、おおむね問題ないということになったら、受託者はその書類を整理券窓口からバックヤードに回付します。バックヤードでは、市の職員が住所要件を満たしているかどうかをデータで確認します。受託者は県住民基本台帳ネットワーク端末や市住民記録システム端末を扱ってはいけなからです。バックヤードで、市の職員が端末で確認したデータをハードコピーして、整理券窓口で受け取った申請書とセットにし、ファイルにまとめて次の本人確認窓口に

回付します。その作業です。

なお、県住民基本台帳ネットワーク端末は神奈川県職員以外触れませんが、産業貿易センターのパスポートセンターでは、横浜市の職員も神奈川県職員の身分を兼ねて発令されます。県住民基本台帳ネットワーク端末を扱う時は、横浜市の職員は神奈川県職員として操作を行います。

(小嶋会長職務代理者) 今回、横浜市が民間事業者に委託しますが、神奈川県では既に個人情報保護に関する審議は経ているのでしょうか。

(所管課) 神奈川県には個人情報保護審議会はないそうです。県民の個人情報保護に関する条例で、事務の委託に伴う措置の規定がないため、県においては審議会への諮問はしていないとのこと。

(小嶋会長職務代理者) この審議会での審議が重要になってきますね。

(加島委員) 横浜市民以外の方が申請に来たときはどうなるのですか。

(所管課) センター南パスポートセンターは、横浜市単独運営のため、横浜市民以外は受け付けしません。産業貿易センターのパスポートセンターは神奈川県と共同ですので、市民以外も区別なく受け付けます。

(加島委員) では、横浜市の受託者が市民以外も受け付けるのですか。

(所管課) そうです。今、神奈川県から委託されている事業者と契約変更します。神奈川県と事業者と横浜市の三者契約に変更して、事業者は横浜市の情報も扱います。

(加島委員) 委託料は横浜市民の分だけ払うのですか。

(所管課) 案分して、横浜市から神奈川県に負担金を支払います。

(加島委員) センター南パスポートセンターでは、県民の業務はないのですか。

(所管課) ありません。

(加島委員) オンラインで業務を行うのですか。

(所管課) そうです。書類についても信書便を使い、書類とでき上がった旅券を受託者に運びます。

(中村委員) 23ページの「委託先個人情報保護管理体制」の、「4 個人情報取扱者の人数」欄で、神奈川県が委託しているというこの事業者は、「準社員57名」とあります。準社員とは何ですか。

(所管課) 窓口で実際に働いている派遣契約のスタッフです。

(中村委員) 派遣社員のことですか。

(所管課) 派遣社員ではないですが、受託者とスタッフの契約において「準社員」という呼称が使われています。契約社員のようなイメージではないかと思えます。

(中村委員) 正社員は1人も入っていないのですか。

(所管課) 現場にはいません。

(小嶋会長職務代理者) 通常は「正社員何名、その他何名」と記載されている欄です。

(中村委員) 「3 現場責任者役職名」にある「責任者」も準社員の1人ですか。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) 責任の所在が不明確になることも考えられます。正社員を必ず置くようにすることはできるでしょうか。

(所管課) 神奈川県が主たる契約者ですので、神奈川県と調整します。

(小嶋会長職務代理者) 同じページの「7 個人情報保護に関する研修・教育」欄に「個人情報保護に関する研修・教育を実施(年1回/従業員1人あたり)」と書いてあります。これには準社員も含まれるべきだと思います。確認をお願いします。

(所管課) 含んでいます。

(鈴木委員) 25ページの、センター南パスポートセンターのレイアウト図で、受託者の人たちが作業するスペースと、横浜市職員が作業するスペースはどこで分かれていますか。

(所管課) レイアウト図の中央に、縦にパーテーションのあるテーブルが置いてあります。ここから右側がバックヤードで、横浜市職員が作業するスペースです。ここに壁があり、中の作業が見えないようになっています。その壁より左側の、バックヤードとやり取りするカウンターや受付カウンターの方が受託事業者のスペースです。

(小嶋会長職務代理者) 22ページの「5 取り扱う個人情報」の、「個人情報の種類」欄の2行目に「刑罰等」とあります。申請書の中に要配慮個人情報の項目があるのですか。

(所管課) 申告書の中に自己申告欄があります。例えば、「外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがあるか」「起訴されて、判決確定前の状態か」等々の質問に対して、本人が「はい」「いいえ」で答える、刑罰についての欄があります。

(小嶋会長職務代理者) 「はい」か「いいえ」のどちらかですか。

(所管課) そうです。

(大谷委員) センター南パスポートセンターの設備そのものについての物理的安全措置、技術的な安全管理措置の責任は一義的に横浜市で、産業貿易センターのパスポートセンターの場合は神奈川県と横浜市の両方ということですか。受託者との責任の切り分けについてはどのように取り決められていますか。

(所管課) 受託者については窓口でのサービス業務、交付サービスのみです。それ以外は全て、センター南パスポートセンターは横浜市に責任があります。産業貿易センターのパスポートセンターは神奈川県が中心ですが、神奈川県と横浜市が共同で行います。

(大谷委員) 非常時、例えば、パスポートセンターに対する不測の攻撃などがあった場合など、特に重要な市民の情報を取り扱う場所として特別に措置されていることはありますか。受託者との間での訓練の申し合せはどのように考えていますか。

(所管課) 一義的には庁舎管理と全く同じです。その上で、来庁者が多くいて、申請書類を扱っている中での事態については、神奈川県が既に危機管理マニュアルや緊急行動マニュアルを作成しているので、それを参考に横浜市版を作成します。例えば、班体制を明確に分けます。1班は客の誘導する、2班は申請書や旅券を返すものは返し、預かって保管

するものは保管する、3班は初期消火班とする、と明確に事前に受託者や職員で役割分担する、シンプルなマニュアルです。改修に向けてマニュアルは出来上がっていますので、それに基づいて定期的にトレーニングはする予定です。

(大谷委員) やはり非正規職員が中心だと、人の入れ替わりも激しいと思います。定期的な訓練や教育研修の機会は年1回ということですが、十分に担当者に徹底されるためには、同じ人がどのくらいの期間、継続勤務するのかの情報もよく把握しておくことが必要です。

(新田委員) 受付業務では何かとトラブルが発生します。危機管理のために防犯カメラを受付などに設置しますか。

(所管課) 防犯カメラは4台設置しました。

(小嶋会長職務代理者) 今日出された意見に十分御対応いただきたいと思っています。それでは、案件2を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】東京2020オリンピック・パラリンピックにおける横浜市・都市ボランティア事務局の運営委託等について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件3「東京2020オリンピック・パラリンピックにおける横浜市・都市ボランティア事務局の運営委託等について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(土井委員) 43ページの「5 取り扱う個人情報」の、「対象者1」の「個人情報の種類(紙データ)」欄に、「【研修出欠確認用紙】会員番号、氏名」とあります。どのプロセスで取得するのですか。説明の中でバーコードを使って研修出席登録をするとありましたが、紙をどの場面で使うのですか。

(所管課) 研修を受講しに来た人が、こちらから送った案内を受付で見せて中に入ります。その人に出席資格があるかどうか確認するため、横浜市スポーツボランティアセンターの会員番号と氏名を書いて提出してもらいます。それを後から集計して、出席の登録をします。

(土井委員) 研修を受講した後に紙を出してもらう形ですね。

(所管課) 1回目の研修だけ、対象者が2,700名と多いので、そこで出席者の管理まで行っていると、入室に時間がかかってしまいます。入室時には、こちらから送った案内を持っているかどうかで確認します。研修終了後に、入室時に渡した紙に会員番号と氏名を書いて提出してもら

います。

(鈴木委員) 受講状況リストを作成するということですが、例えばEラーニングなどを受講しなかったら当日のボランティアに参加できないなどの仕組みがあって、それを管理するためのリストですか。

(所管課) Eラーニングを受けなかったことをもってボランティア活動を遠慮してもらうことまでは考えていません。ただ、月に1回程度受講状況を確認し、未受講の人にはメールで通知を送ります。Eラーニングは12月5日から3月4日までの3か月間のみ提供なので、期間中に受講してくださいと注意喚起の案内をするためです。

(小嶋会長職務代理者) Eラーニングはどんな内容ですか。

(所管課) オリンピックの歴史や概要、障害者への対応、ボランティア活動のマインド形成につながるものと聞いています。東京2020大会組織委員会と東京都で現在、制作しています。詳細は提示されていません。

(小嶋会長職務代理者) Eラーニングでは、内容を理解したかどうか質問形式で問われることがあります。質問に対する回答も個人情報として保存されているのでしょうか。

(所管課) テストをするというところまでは聞いていません。

(新田委員) 横浜市のボランティアをしている人から聞きました。時間がある観客から「観光に行きたい」という問合せを受けることがあるそうです。「答えるのが難しかった」と聞いています。ボランティアの場所に観光案内会社の人がいるそうですが、観客が直接ボランティアに質問してくるそうなので、研修の中に観光の簡単な説明も盛り込んではどうかと思えます。

(所管課) 横浜市や神奈川県と連携して魅力発見事業をしています。魅力の発信という意味では非常に有意義だと思います。御意見を参考にします。

(加島委員) 平成30年7月と平成31年2月の個人情報保護審議会に関連事項の審議がかかっています。運営していて事故やトラブルはありましたか。

(所管課) 今のところ、個人情報漏えいなどのトラブルは特にありません。3,000人を対象にしているので、個々のトラブルはあります。

(小嶋会長職務代理者) 「2 事務全体の概要」の、32ページの3つ目の段落に「ウェブサイトに登録された個人情報は、大会後も保存されます」とあります。応募者はこのことは承知していますね。

(所管課) 1回目の審議のときに募集に関して諮りました。前提として引き続きスポーツのボランティア活動をしてもらえるよう、横浜市スポーツボランティアセンターに登録してもらうことを要件にしています。希望者には横浜マラソン大会、世界トライアスロン大会横浜シリーズなどのボランティアの案内を送っています。ボランティア活動を希望しない人には送りません。また、抽選で落選してしまった場合や、途中で辞退した人から申し出があった場合には、ボランティアの登録システムから退会できるようにしています。

(鈴木委員) 「4 個人情報の管理体制」の40ページの、ボランティアセン

ターウェブサイトの「廃棄方法」欄で、電子データを「受託者が廃棄する」となっています。廃棄する情報の範囲は何を指していますか。

(所管課) ボランティアセンターウェブサイトで管理している情報には、登録時に入力してもらった公益財団法人横浜市体育協会と横浜市が共通で管理している共有部分と、その後入力してもらった都市ボランティア活動に必要な情報の部分があります。都市ボランティア活動に必要な情報が、ここに記載した廃棄する情報に当たります。

(鈴木委員) 追加で入力してもらっている情報ということですね。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件3を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認いたします。

(4) 【案件4】精神障害者保健福祉手帳の郵送申請受付等業務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件4「精神障害者保健福祉手帳の郵送申請受付等業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(所管課) 資料に訂正がございます。59 ページの「5 取り扱う個人情報」の、「個人情報の種類」の欄についてです。

下段の「紙データ」欄にある、<申請者><対象者>に書かれている項目は、おおむね申請書の内容で、上段の「電子データ」欄にも<対象者情報>として記載しています。

下段の「紙データ」欄に、<申請者><対象者>に続けて、<添付書類(精神障害者保健福祉手帳診断書)>、<添付書類(年金証書の写し)>、<添付書類(同意書)>と記載していますが、今回、これらの添付書類をスキャニングして保存する業務を新たに加えました。そのため、上段の「電子データ」欄にも本来記載すべきだったのかと思います。

(加島委員) 正確に、どこの項目のことですか。

(所管課) 紙データの全ての項目をスキャンするので、「紙データ」欄の項目をすべて「電子データ」欄にも盛り込むべきだったのかと思います。

(加島委員) 個人番号も電子データに入るのですか。

(所管課) 個人番号の部分は電子化の際にマスキングしてスキャンするので除外されます。

(加島委員) 個人番号は特別な取扱いをしないと行けないので、それも書いておかないといけないと思っております。

(所管課) 併せて資料に記載します。

(大谷委員) スキャニングされた後のデータの保管場所が書かれています。スキャニング用に一時的にどこかに保管されたものを転送するのではなく、市の福祉保健システムのサーバに直接格納するのですか。

(所管課) 福祉保健システムに格納されるわけではなく、文書管理システムのサーバに格納されます。福祉保健システムから直接アクセスする形になります。アクセスも福祉保健システムからしかできません。

(大谷委員) そこにずっと保管されるのではなく、とりあえず5年間に限定するのですか。

(所管課) はい。

(大谷委員) 古いものは自動的に削除されるのですか。

(所管課) 現在、想定しているのは、福祉保健システムのシステム管理業者に消去を委託しようと考えています。

(大谷委員) 福祉保健システムからは文書管理システムもコントロールできるのですか。

(所管課) そうです。

(新田委員) 郵送した診断書には医師の氏名が記載されていると思われます。これも個人情報と思いますが、万一紛失したときのために、封筒に何か記載しておくのでしょうか。

(所管課) 不備があって本人にお返しするような状況が発生した場合には、こちらから特定記録郵便で送って、記録が残るようにしています。本人からの申請のときの郵送方法の指定は、我々からはしづらいところがあります。

(加島委員) 普通郵便でも良いとしているわけですか。

(所管課) 本人からの申請に関しては普通郵便でも良いとしています。本人の希望の形で送ってもらいます。

(加島委員) 申請される方に対して、郵送方法を指定するのは難しいでしょうね。

(新田委員) 診断書を書いてもらうには、文書作成料として8,000円くらいかかるそうです。お金の問題ではありませんが、貴重なものが普通郵便で送られるので、万一紛失したときのことを心配です。

(小嶋会長職務代理者) 「2 事務全体の概要」の【事務の流れ】に「診断書のチェック【委託】」とありますが、これは診断書が添付されているかどうかのチェックであって、内容のチェックではないのですか。

(所管課) 必要事項の記載が漏れていないかなど、形式的なところをチェックします。

(大谷委員) 代理人が申請者になることも想定されていると思います。申請者と本人の関係などについては、特別な条件など決まっていますか。控えなどを送るときにはどのように対応するのでしょうか。申請資格がない申請への対応はどうするのですか。送付元に返すだけで、本人ではないので問題ないのでしょうか。

(所管課) 法定代理人であればその証明書類なども添付してもらう予定です。任意代理人ならば委任状を付けて送付してもらいます。

なお、申請は郵送で受け付けますが、交付は区役所で直接渡すようにしています。そこで写真による本人確認をします。申請される方にはいろいろな悩み事、困り事があり、手帳を渡す際に相談されることもあるので、直接お渡しする方法をとっています。

(大谷委員) なるほど、分かりました。

(小嶋会長職務代理者) それでは、案件4を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】市立学校における授業支援システムの利用について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件5「市立学校における授業支援システムの利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(土井委員) 66 ページの、「4 個人情報の管理体制」【電子計算機処理の開始】についてですが、「個人情報を取り扱う機器の台数」の欄に、「操作台数 10 台 (試行校担当教員 YCAN パソコン)」とあります。ですが、操作する人数は1万人くらいいると思っております。それは書かなくて問題ありませんか。

(所管課) 授業支援システムにアクセスするそれぞれの端末の中には、子供たちが作成したものは保存されていないので、そちらは記載していません。ここに記載した「操作台数 10 台」は、アカウント管理の操作をするパソコンとして1校につき1台、試行校が10校なので10台と記載したものです。

(土井委員) 67 ページの、「5 取り扱う個人情報」に書かれていますが、パスワードはハッシュ化されて保存されるのですか。ハッシュ化されたパスワードが保存されているのは当然ですが、ハッシュ化される前のものを生徒・児童に伝えないと駄目だと思います。

(所管課) 生徒・児童それぞれにID、パスワードを伝えなければいけないので、紙です。

(土井委員) ハッシュ化前のパスワードを生徒・児童に紙で伝えるということは、短い時間ですがパスワードを紙で管理しているのだと思いますが、ハッシュ化前の状態で保管されることはないのですか。生徒・児童に渡した後も、アカウント管理用の10台のパソコンに残っていることはないのですか。

(所管課) YCANパソコンではアカウントの管理だけをしているので、その管理しているファイルはYCANパソコンの中に入っています。

ファイルは最終的に暗号化して保存していきます。

(土井委員) 暗号化したものは残っているという理解でいいですね。

(所管課) そうです。

(土井委員) 63 ページの「2 事務全体の概要」欄の下部に「電子計算機の結合の方法が変わるため、審議に諮ります」とあります。変えなければいけないのは何ですか。

(所管課) 学校で教育用となると、基本的にはY・Yネットを使う形がベストです。今回の試行はその運用に沿っています。

昨年審議会に諮った高等学校での学習支援アプリの利用は、教室だけでなく、より柔軟に外部や自宅での利用も考えていたようです。LTEの回線と専用の端末で、少し機能性を上げていたため、今回とは違います。

(土井委員) 前回審議に諮った高等学校においては機能性を考えて少し幅広く取っていたけれども、今回の審議後は、安全な狭いY・Yネットに一本化するということですか。

(所管課) 今回は小中学生を対象にしているので、学校の中で利用します。この授業支援システムが、授業の支援に関してどう効果があるかをまず判断していきます。

(土井委員) 今回は自宅ではなく学校で授業支援システムを利用することにシフトして試行するということですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 有害サイトへのアクセス制限は、Y・Yネットで行っているのですか。

(所管課) Y・Yネットのセンターサーバで行っています。

(土井委員) 不正侵入対策もそこで行っているのですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) インターネット経由だけでなく、USB経由で内部からマルウェアを侵入させるという脅威があり得ます。その対策も十分でしょうか。

(所管課) 常時監視をしています。マルウェアなどの侵入は検知して駆除しています。少ない数ですが、そうした例があります。

(土井委員) 駆除というか、最初は端末の使用を止めるのですよね。

(所管課) そうです。

(加島委員) 10校で試行すると、1校1,000台ずつということですか。平均すると1校に1,000台のパソコンがあるということですか。

(所管課) 1校当たり利用者が約1,000人ですが、使用する端末はそこまで多くありません。

(加島委員) 共同で使うこともあるのですか。

(所管課) はい。端末は共同ですが、個人のアカウントは個々に発行したものを使います。

(加島委員) ファイヤーウォールやセキュリティ関係は全部、Y・Yネットで管理しているのですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 単独で外して持っていたりはしないですね。

(所管課) はい、それはできません。

(加島委員) 昨年、高等学校で学習支援アプリを利用した時もクラウドは同じ会社でしたか。

(所管課) はい。

(加島委員) 最近、その会社で大きな事故がありました。どうして同じ会社を選んだのですか。

(所管課) 学習支援システムのサービスがその会社のクラウドを使っているためです。試行なので、学習支援システムがサービスを行っている会社のクラウドを使うことになってしまいます。もし本格導入して横浜全校で授業支援システムを利用するとなれば、横浜くらいの規模があれば専用サーバをレンタルしたほうが、コスト的にもメリットが出る可能性があります。試行の中で判断していきたいです。

(小嶋会長職務代理者) 対象校の選定は既に終わっているのですか。

(所管課) はい。

(小嶋会長職務代理者) 10校には、小学校、中学校、高校と三つ含んでいますか。

(所管課) 今回については、小学校と中学校が対象です。

(小嶋会長職務代理者) 昨年、高等学校での導入の審議をしました。これを導入することによって得られた効果や問題点、課題はありましたか。特に個人情報に関するものはありますか。

(所管課) 今のところは特に聞いていません。

(土井委員) 個人情報に限らず、よい効果は表れていますか。最終的にどういうことが想定されますか。

(所管課) 例えばプレゼンテーションソフトだとパワーポイントやキーノートなど、独立したソフトがあります。この授業支援システムは、先ほど「カード」と説明しましたが、「カード」がいろいろな機能を有しています。この一つのソフトウェアでプレゼンテーションも表計算もできます。それが子供たちにとっては非常に使いやすく、一つのアカウントでいろいろな活動を保存することができるので管理しやすいです。

(土井委員) 子供たちが「使いやすい」というリアクションを返せるのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) データは世界中から取得できるのですか。

(所管課) ウェブサイトにアクセスして得た情報も載せることができます。

(加島委員) プログラミングもできますか。

(所管課) プログラミングはまた違った概念になってしまいますが、そういったサイトにもアクセスできます。子供たちの表現や、自分たちが学習したこと、例えばプログラミングで学んだことなどを子供たちが発信するときにこのソフトがかなり力を発揮するのではないかと思います。

(加島委員) 自分で撮った画像を分析しようとしたら、世界中の画像分析ソフトを取得してきてやってみることができるのかなと思ったのですが、どうですか。

(所管課) 小学校の段階では、そこまではどうなのか分かりません。

(加島委員) この間、世界中でそういうことがやられていて、日本は非常に遅れているという話を聞きました。プログラムはもう作るものではなく、利用するものになっており、探してきて自分で組み立てるのが仕事になっていくのだそうです。

最終的に2年半で評価を出すわけですか。

(所管課) はい。

(加島委員) そこで一応の評価を出して、全校展開するかどうか決めるということですね。

(小嶋会長職務代理者) よろしいでしょうか。それでは、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

**(6) 【案件6】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【児童手当の支給に関する事務 全項目評価書（再評価）】**

(小嶋会長職務代理者) 次に、案件6「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【児童手当の支給に関する事務全項目評価書（再評価）】の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいま御説明のありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 分かりやすく説明してもらったので、必要な対策をとって、他のリスク評価やメンテナンスを的確にやっているという感想を持ちました。

(新田委員) 横浜市で給食費を支払わない人が15パーセントくらいいると聞いています。児童手当からその分を引くという話がありましたが、どうですか。

(所管課) 横浜市に限らず、給食費の未納を防ぐため、市町村から支給されている児童手当から給食費を天引きの形で徴収することも可能です。実際にそのような対応をしている自治体もあります。所管部署の保育担当からお答えすべきですが、私が以前保育担当だった時点での状況でお答えします。

児童手当は4か月に1回支給されます。ところが、横浜市の給食費は毎月引落しがあります。児童手当支給月の給食費はいいですが、そうで

ない月は支給と徴収のタイミングが合いません。それを合わせるための所管課、学校及び保護者の作業を勘案すると、児童手当からの給食費の天引きは難しいと判断していました。

(新田委員) 給食費を支払っている保護者たちから「給食費の未納があるのに児童手当の支給を受けるのはおかしいのではないか」という声を聞いたことがあったので質問しました。

(所管課) 教育委員会では以前から仕組みをつくり、給食費の未納を減らす努力をしています。持ち帰って意見を伝えます。ありがとうございます。

(小嶋会長職務代理者) では、附帯意見にすべき意見はありませんでしたので、附帯意見は特にないということで、案件6を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは承認といたします。

(小嶋会長職務代理者) 次に案件7の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護等の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 横浜市プレミアム付商品券事業に係る購入引換券訂正事務

イ 留学生支援事業

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜ライフイノベーションプラットフォーム (LIP. 横浜) 関係事務
(中小・ベンチャー企業向け支援事業委託)

イ 個人番号管理業務を人事給与システムへ統合するためのシステム
改修業務委託

(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

食品表示法の経過措置期間の終了に係る周知啓発事業の委託

(4) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

ア I・TOP横浜セミナー「まちなりの回遊性向上プロジェクト勉強会」における参加者受付業務委託

イ みなとみらい21地区歩行者デッキ名称募集業務委託

(5) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)

(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (11件)

(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (17件)

(8) 個人情報を取り扱う事務廃止届出書（4件）

(9) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）

(10) 個人情報ファイル簿変更届出書（5件）

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年7月27日～令和元年9月20日）

(2) その他

(小嶋会長職務代理者) それでは、「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(事務局) 69ページ「個人情報漏えい事故報告（令和元年7月27日～令和元年9月20日記者発表分）」を御覧ください。この期間に個別に記者発表した事案は1行目の1件です。この1件は後ほど御報告させていただきます。

なお、そのほかの個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容を御確認いただき、疑問点等があれば事務局まで御連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

(小嶋会長職務代理者) ただいま説明のあった部分につきまして、何かございますか。報告事項及び個別発表以外の漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(小嶋会長職務代理者) それでは了承いたします。

(小嶋会長職務代理者) 次に、横浜市立大学の事案に移りたいと思います

(事務局) 8月5日に横浜市立大学が記者発表をしました「臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいについて」、委員の皆さまには記者発表後、あらかじめメールで情報提供させていただきましたが、漏えい事故の内容等について、改めて御報告いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(小嶋会長職務代理者) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(加島委員) この最終報告はいつ頃になるのですか。

(事務局) 第1次報告、第2次報告に分けて報告される予定です。最終的には3月中に第2次報告が確定すると聞いています。

(加島委員) 審議会の役割はどうなりますか。

(事務局) この事件が起こったときに、再発防止に向けて個人情報保護審議会では何か役割がないのかを検討はしたのですが、横浜市立大学でいち早く独自に第三者を含む調査委員会を発足しました。横浜市のコンプライアンス推進委員会と相談した上でこういう措置を取っています。特にこの段階で個人情報保護審議会が関わらなくていいだろうと

ということです。そういうスキームで始まったので、その動向を注視してまいります。

記者発表資料に記載がありますが、本件は大学の倫理委員会で承認された事項を守っていませんでした。例えば、氏名を削除して匿名化した形で扱い、関連する病院とやり取りするデータはその関連病院の患者データだけにすべきところが、氏名を削除しなかったり、全員のデータを関連病院とやり取りしたりと、倫理委員会の承認事項を外れた取扱いをしていました。横浜市立大学内で、ほかの研究がどのように行われているか、まず調査が始まっています。同時に、個人情報保護法や個人情報保護条例に照らして、何か違法行為があったのかという観点からも検証を行うと聞いています。

中には、横浜市立大学附属病院やみなと赤十字病院の患者データもやり取りされています。そのデータを横浜市立大学に提供するにあたっては、提供側の病院では特に倫理委員会に通していなかったようです。横浜市立大学の倫理委員会を通っているので、そういう必要がなかったという整理がされていたようです。提供側の手続は条例に照らしてどうだったのかも含めて検証すると聞いています。

(加島委員) 状況は分かりましたが、重大事項なので、個人情報保護審議会に所管部署から最終報告してください。

(小嶋会長職務代理者) 検証するというのは、資料にある臨床研修等調査委員会で検証するということですか。

(事務局) そうです。

(土井委員) 記者発表資料の1ページ目の下から7行目に記載されていますが、送信した22名中、半分以上が正しくないメールアドレスでした。各個人の先生がやっているのだからこれほど大量に間違えたのですか。

(事務局) 送信の設定を一括で行ったときにずれが出たようです。送信できたものは9名分ありましたが、それ以外は送信不能が11名分、返信がなく届いてしまったものが2名分ありました。宛先がエクセルのようなもので別途管理されていて、それを一括で選択してメールソフトの宛先に貼り付けようとしたときに不具合が出たと聞いています。本来のメールアドレスと1文字ずつずれたような感じです。

(大谷委員) 自動的に数字に+1などしてしまったのでしょうか。

(事務局) そこは私どもが当初から不可解な点だったのですが。

(大谷委員) 当該医師が学内の環境から送信できないので、個人のメールアドレスで送ったということは、自宅に持ち帰ったのでしょうか。

(事務局) ホットメールを使いました。

(大谷委員) ホットメールは横浜市立大学内から使えるのですか。

(事務局) 病院のインターネット環境は分かりません。

(吉田委員) 個人情報に関わるものについて個人のメールアドレスからやり取りするというので、初期の頃はあまり厳しく言われませんでした。ここ数年は業務用メールアドレスを使わなければいけません。

「会議の日程変更」くらいなら問題ないかも知れませんが、例えば学生の個人情報について、我々は個人のメールアドレスではやり取りして

いません。横浜市立大学の内規はどうなっているのでしょうか。そういう縛りはないのでしょうか。

(事務局) どこまでがルールとして定められているか分かりません。これを機に確認し、今までなかったのであれば設定が行われるだろうと思います。

(吉田委員) 横浜市立大学のこの部署が極めて奇妙だと思います。

(大谷委員) 全市的にも、個人のメールアドレスで個人情報を扱うことはできないようにしたほうが良いと思います。

(吉田委員) 私は業務上で、学籍番号と氏名が並んでいるような個人情報を送信する場合、決して個人のメールアドレスは使ってはいけないと考えています。

(事務局) 大学の医師は、USBにデータをダウンロードして自宅に持ち帰るということもあるようです。

(吉田委員) 自宅からでも業務用のメールアドレスを使うと思いますが、ホットメールはプライバシーの保証はないですね。そういうフリーメールで個人情報を送信してはいけません。

(事務局) 今日御意見については横浜市立大学に伝えていきたいと思います。

(小嶋会長職務代理者) 重大な漏えい事故案件ですので、本日は横浜市立大学の担当が来るかと思っていましたが、特に来ませんでした。やはり一度個人情報保護審議会にも担当に来て報告してもらうことも必要ではないかと思っています。事務局でも検討してください。

今までも区役所でのマイナンバーカード紛失のような重大案件については担当者に説明してもらいました。今回も必要だと思います。

(事務局) 分かりました。調整します。

(小嶋会長職務代理者) また臨床研修等調査委員会の検証の途中経過なども報告してください。最終結果は当然、報告してもらいたいです。

(大谷委員) この調査委員会は、9月11日の次第には審議事項が書かれています。再発防止策はこの調査委員会では扱われないのですか。

(事務局) 第三者委員会で検討しています。

(大谷委員) やはりそこで決めるということですか。分かりました。再発防止策は、個人情報保護審議会にもアイデアがあり得ると思います。そういった意味でも報告してもらおうと、より望ましくなるのではと思います。

(鈴木委員) 横浜市立大学は公立大学法人ですか。横浜市からはもう切り離されて独立した法人ということですか。

(事務局) はい、団体としては独立しています。

(鈴木委員) 横浜市の側としては、モニターしていく立場にはあるのですか。

(事務局) 地方独立行政法人は、個人情報保護法の対象外になっています。一方、個人情報保護条例で「実施機関」と位置付けて、条例の規制対象にしています。本日審議したような委託の審議や電子計算機結合の審議と同じように報告してもらい、手続を取ってもらっています。

	<p>(鈴木委員) では、対象になることは間違いないですね。</p> <p>(事務局) 個人情報の適正管理については当然、個人情報保護審議会で意見をもらうことはできます。</p> <p>(小嶋会長職務代理者) そのほか、御意見御質問等ございますか。それでは、横浜市立大学の案件について、了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(小嶋会長職務代理者) それでは了承いたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(7) 【案件7】 是正の申出に係る処理案について</p> <p>【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号及び第3号、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】</p> <p>(事務局) 資料により、是正制度の概要及びその処理の流れについて説明。 (所管課) 資料により、是正の申出に対する処理案について説明。</p> <p><所管課の説明について所管課に対する質疑及び審議を行い、以下のとおり決定></p> <p>■ 処理案に関する説明等を踏まえ、次回、答申案等について検討する。</p> <p>(小嶋会長職務代理者) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。</p> <p>次回の日程でございますが、10月30日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(小嶋会長職務代理者) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第176回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第176回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和元年10月30日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和元年10月30日第177回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確

定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
